平成２５年（フ）第５９４号
埼玉県所沢市花園２丁目2343番地の９　東松葉ハイツ105
債務者　林　宗一郎
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６０１号
埼玉県川越市大字上新河岸17番地９
債務者　遠藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１７号
岩手県北上市大通り１丁目４番20―306号　ａｉｅ北上駅前
債務者　武井ひとみ
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４４７号
大分市中春日町16番23号　翼ビル301
債務者　椋本　昭仁
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６５号
福岡県直方市湯野原１丁目19番10号　オランジェリーＥ105号
債務者　関澤慶三郎
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第５９４号
仙台市泉区歩坂町73番６号　パシフィックモナーク106
債務者　鈴木　雅之
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６１７号
仙台市太白区若葉町６番７号　メイ・トランス201号、住民票上の住所大阪府八尾市楠根町２丁目33番地の１　木村宏一方
債務者　山本　正民
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７０８号
宮城県多賀城市桜木１丁目４番17―107号
債務者　千葉　梅明
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７１１号
仙台市泉区住吉台西４丁目21番地の10
債務者　上野　亮子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
宮城県加美郡加美町上多田川字大松峰二番101番地
債務者　加藤　智美（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
宮城県気仙沼市河原田１丁目４番14号
債務者　菅原　章浩
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第５５号
福島県いわき市平字六人町26番地の16
債務者　石井　波夫
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１２３号
茨城県日立市助川町２丁目９番７―803号
債務者　古宮　弘二
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１２４号
茨城県北茨城市中郷町足洗429番地２
債務者　山口　尚秀
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１２５号
茨城県北茨城市中郷町足洗429番地２
債務者　山口かおり
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１３６号
茨城県日立市鮎川町２丁目９番16号
債務者　岡野　けい
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第３９０号
岐阜市黒野64番地１
債務者　宮内　敏勝
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４０１号
岐阜市椿洞614番地３
債務者　三島　智子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
岐阜地方裁判所